

一般社団法人群馬県社会福祉士会  
入会の基準並びに会費及び入会の額に関する規則

(平成21年3月12日制定)

(平成23年6月25日一部改正)

(令和4年3月12日一部改正)

第1章 目的

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人群馬県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款（以下、「定款」という。）第2章の規定に基づき、本会の入会の基準並びに会費及び入会の額を定めることを目的とする。

第2章 正会員

(正会員の入会基準)

第2条 本会員の正会員は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 定款第7条第1号に定める者であること。
- (2) 定款第12条の各号に該当しないこと。

(正会員の入会申込)

第3条 本会への入会は、定款第8条に定める入会申込書によって行わなければならない。

2 前項の入会申込書は、本会の入会申込書をもって代えることができる。

第3章 賛助会員

(賛助会員の入会基準)

第4条 定款第7条第2項に規定する賛助会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 本会の目的に賛同し、本会の事業推進を援助すること。
- (2) 個人の場合は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。（以下、「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者でないこと。
- (3) 本会理事会において、賛助会員として適切であると承認を受けること。または、本部の賛助会員であって、本会の賛助会員として入会を希望するときは本部の推薦を受けること。
- (4) 所定の年会費を本会に納入すること。

2 前項第2号により入会をしようとする者は、入会後に法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた場合は、賛助会員を退会したうえで、第2条に規定する正会員として改めて入会しなければならない。

(賛助会員の入会申込)

第5条 本会への入会は、定款第8条に定める入会申込書によって行わなければならない。

## 第4章 会費及び入会金

(正会員の会費)

第6条 正会員の年会費の額は、15,000円とする。ただし、入会初年度の年会費の額を10,000円とする。

2 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(賛助会員の会費)

第7条 賛助会員の年会費は、年間1口20,000円とし、1口以上の会費を必要とするものとする。

(会費の納入)

第8条 年会費は、毎年4月1日から12月31日までの間に、当該年度分の全額を一括して納入するものとする。ただし、新入会員はこの限りではない。

(入会金)

第9条 入会金は、5,000円とする。

(免除)

第10条 入会金及び年会費の免除については別に定める。

## 第5章 補則

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、入会の基準並びに会費及び入会金の額に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第12条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 平成23年6月25日一部改正

2 この改正規則は、日本社会福祉士会が連合体として定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された時点から施行する。

附 則

1 令和4年3月12日一部改正

2 この改正規則は、令和4年4月1日より施行する。